

政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

〔 平成 20 年 2 月 29 日
行政情報システム関係課長連絡会議了承 〕

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成 13 年 4 月 25 日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成 19 年 7 月 6 日改定）に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

記

- 1 認証局名
最高裁判所認証局
- 2 失効事由
認証業務の終了
（「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成 17 年 3 月 31 日 平成 19 年 8 月 24 日改定 CIO 連絡会議決定）」に基づく政府共用認証局への統合・認証局の廃止に伴う措置）
- 3 失効予定日
平成 20 年 3 月 21 日